

(証券コード 4231)

2019年6月4日

株主各位

大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号  
**コイガースポリマー株式会社**  
代表取締役社長 渡辺 健太郎

## 第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、来る2019年6月24日(月曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月25日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪府豊中市新千里東町2丁目1  
千里阪急ホテル 西館2階 仙寿  
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第77期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第77期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役賞与支給の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。
  - ◎議決権の不統一行使をされる場合は、2019年6月21日（金曜日）までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://tigers.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

##### 全般的概況

当連結会計年度のわが国経済は、米中貿易摩擦の影響による海外経済の不確実性、金融市場の変動等がありましたものの、雇用情勢の改善、各種政策の効果等により、国内景気は緩やかな回復基調で推移しました。

このような環境の下、当社グループの当連結会計年度の業績は、米州で売上高が増加いたしました結果、当社グループの連結売上高は、430億20百万円（前期比2億53百万円0.6%増加）となりました。損益面では、日本、東南アジア、中国の各地域で営業減益となりましたことにより、営業利益は23億3百万円（前期比3億64百万円13.7%減少）、経常利益は25億87百万円（前期比1億69百万円6.2%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億82百万円（前期比2億99百万円15.1%減少）となりました。

個別の業績につきましては、売上高は227億48百万円（前期比1億20百万円0.5%減少）、営業利益は12億90百万円（前期比3億38百万円20.8%減少）、経常利益は19億49百万円（前期比55百万円2.9%増加）、当期純利益は13億27百万円（前期比1億51百万円10.2%減少）となりました。

#### 連結業績

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり当期純利益
430億20百万円	23億3百万円	25億87百万円	16億82百万円	84.12円
2億53百万円 増加	3億64百万円 減少	1億69百万円 減少	2億99百万円 減少	14.98円 減少

## 地域別概況

地域別の売上高および営業利益は次のとおりであります。

日 本	産業用ホースの販売は増加いたしました。自動車部品、ゴムマットの販売が減少し、売上高は228億99百万円（前期比1億52百万円 0.7%減少）となりました。減収に加えて、材料費、人件費および諸経費の増加により、営業利益は14億73百万円（前期比3億89百万円 20.9%減少）となりました。
米 州	米国では、自動車部品は販売の増加と立上げ費用の減少により増収増益となりましたが、産業用ホースは工場移転による諸経費が増加し増収減益となりました。一方、メキシコでは、主要得意先における長期間の操業停止の影響による自動車部品の販売減少に加えて労務費が増加し、減収減益となりました。 この結果、売上高は150億94百万円（前期比14億81百万円 10.9%増加）、営業利益は1億67百万円（前期比77百万円 86.2%増加）となりました。
東南アジア	マレーシアでは、家電用ホースの販売が減少し、減収減益となりました。タイでは、自動車市場の復調により自動車部品の販売が増加し、増収増益となりました。 この結果、売上高は29億53百万円（前期比1億32百万円 4.3%減少）、営業利益は3億35百万円（前期比20百万円 5.7%減少）となりました。
中 国	自動車部品、家電用ホースともに販売が減少し、売上高は52億30百万円（前期比8億91百万円 14.6%減少）となりました。減収に加えて、労務費、諸経費の増加により、営業利益は2億35百万円（前期比27百万円 10.5%減少）となりました。

地 域	売 上 高			営 業 利 益
	金 額	構 成 比	前 期 比	金 額
日 本	22,899 百万円	49.6 %	99.3 %	1,473 百万円
米 州	15,094	32.7	110.9	167
東南アジア	2,953	6.4	95.7	335
中 国	5,230	11.3	85.4	235
合 計	46,177	100.0	100.7	2,212

(注) 地域別の売上高および営業利益は、地域間取引消去前のものであります。

## (2) 対処すべき課題

当社グループを取巻く環境は、国内外ともに大きな変革期にあると考えております。6年前からアベノミクスといわれる金融・経済諸政策が行われておりますが、日本経済の成長力を高めるといふ当初の思惑通りには進んでおりません。また、米中貿易摩擦問題、英国EU離脱問題、北朝鮮の動向等の不安定要因により、国内外の経済が揺れ動いております。

このように国内外の経済の流れに大きな変化が生じつつある中、少子高齢化などで激化する国内市場での競争に勝ち抜き、変化の激しい国際市場の中でも負けずに成長していくためには、「売上・収益計画の必達」、「連結経営の強化」および「企業体質の強化」が重要であると考えており、下記項目を掲げ、推進してまいります。

### 売上・収益 計画の必達

- ・製品の質を高め、お客さまの満足と信頼を得ることにより、ニッチ市場でのシェア拡大を図る
- ・開発部門、営業部門の創意に満ちた闊達な活動により、新製品・技術を開発し、新しいお客さまを開拓する
- ・製造拠点における効率化・生産性改善を推進する
- ・原材料調達能力の強化により、コストの削減を図る
- ・全社的に「売上の最大化、経費の最小化」に向けた取組みを推進する

### 連結経営 の強化

- ・材料、部品、金型等について、世界市場を比較した上で、最適グローバル調達を進める
- ・海外拠点の開発能力およびリスク管理を強化して、収益性を確保する
- ・海外拠点間の協力体制を構築し、強化する

### 企業体質 の強化

- ・コーポレートガバナンス、コンプライアンスのさらなる充実
- ・文書化、標準化のさらなる推進
- ・新情報システムの構築

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債、新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

## (4) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は、総額33億34百万円で主なものは次のとおりであります。

当 社	自動車部品製造用設備・金型・治具等
Tigerflex Corporation	工場建物、産業用ホース製造用設備等
Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.	工場建物、自動車部品製造用設備等
Tigerpoly (Thailand) Ltd.	自動車部品製造用設備等
広州泰賀塑料有限公司	自動車部品製造用設備等

## (5) 財産および損益の状況

### ①企業集団の財産および損益の状況

項目	期別	第74期	第75期	第76期	第77期 当連結会計年度
		2015年4月1日から 2016年3月31日まで	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高(百万円)		39,698	40,520	42,766	43,020
経常利益(百万円)		2,589	3,047	2,757	2,587
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)		1,873	2,129	1,982	1,682
1株当たり当期純利益 (円)		93.62	106.46	99.10	84.12
総資産(百万円)		37,628	40,355	42,963	43,679
純資産(百万円)		26,879	28,472	30,952	31,530

### ②当社の財産および損益の状況

項目	期別	第74期	第75期	第76期	第77期 当事業年度
		2015年4月1日から 2016年3月31日まで	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高(百万円)		21,189	22,090	22,869	22,748
経常利益(百万円)		1,491	1,631	1,894	1,949
当期純利益(百万円)		1,055	1,124	1,479	1,327
1株当たり当期純利益 (円)		52.74	56.22	73.93	66.37
総資産(百万円)		28,571	30,125	31,647	32,528
純資産(百万円)		20,744	21,916	23,514	24,195

(注) 第77期の営業成績については、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、合成樹脂、ゴムおよびそれらの複合資材をもとに、ホース、ゴムシート、成形品、その他金型などの製造販売を行っており、その主要な製品は次のとおりであります。

部 門	品 目	主 要 製 品
ホ ー ス	家 電 用 ホ ー ス	掃除機用ホース、洗濯機用ホース、エアコン用ホース
	産 業 用 ホ ー ス	地中埋設管（電線等の保護管）、粉体・液体輸送用ホース、土木・建築用ホース、住宅用ホース（空調・排水）
ゴ ム シ ー ト	ゴ ム シ ー ト	合成ゴムシート（一般合成ゴム、特殊ゴム、導電性ゴム、ウレタンゴム）、天然ゴムシート
	ゴ ム マ ッ ト	玄関用マット、融雪マット
成 形 品	ゴ ム 成 形 品	自動車用エアダクト、押出成形品
	樹 脂 成 形 品	自動車用吸気系部品、精密樹脂成形品
そ の 他	そ の 他	金型、生産機械、治具

## (7) 主要な営業所および工場

### ①当社の主要拠点

名 称	(所 在 地)
本 社	(大阪府豊中市)
東京支店	(東京都中央区)
名古屋支店	(名古屋市中村区)
大阪支店	(大阪市西区)
広島支店	(広島市中区)
福岡支店	(福岡市博多区)
仙台営業所	(仙台市宮城野区)
栃木工場	(栃木県塩谷郡)
静岡工場	(静岡県掛川市)
岡山工場	(岡山県備前市)
開発研究所	(神戸市西区)

### ②子会社の主要拠点

名 称	(所 在 地)
Tigerflex Corporation	(米国イリノイ州)
Tigerpoly Manufacturing, Inc.	(米国オハイオ州)
Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.	(メキシコグアナフアト州)
Tigerpoly (Thailand) Ltd.	(タイ国アユタヤ県)
Tigers Polymer (Malaysia) Sdn.Bhd.	(マレーシアジョホール州)
杭州泰賀塑化有限公司	(中国浙江省杭州市)
広州泰賀塑料有限公司	(中国広東省広州市)
武庫川化成株式会社	(兵庫県尼崎市)
高槻化成株式会社	(大阪府高槻市)
タイガース工販株式会社	(兵庫県尼崎市)

## (8) 使用人の状況

### ①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,082名	22名増

(注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員および臨時従業員（当連結会計年度末雇用人員54名）は含まれておりません。

### ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
574名	21名増	42.0才	17.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員4名、出向者36名、臨時従業員8名は含まれておりません。また、準職員・嘱託44名は含めております。

## (9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Tigerflex Corporation (米国)	千米ドル 6,000	55.0%	ホースの製造
Tigerpoly Manufacturing, Inc. (米国)	千米ドル 19,500	100.0	成形品の製造
Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)	千ペソ 267,995	100.0	成形品の製造
Tigerpoly (Thailand) Ltd. (タイ国)	千バーツ 290,000	100.0	ホースおよび成形品の製造
Tigers Polymer (Malaysia) Sdn.Bhd. (マレーシア)	千リンギ 27,600	100.0	ホースの製造
杭州泰賀塑化有限公司 (中国)	千米ドル 7,000	100.0	ホースおよび成形品の製造
広州泰賀塑料有限公司 (中国)	千米ドル 7,200	100.0	成形品の製造
武庫川化成株式会社	千円 10,000	100.0	ホースの製造
高槻化成株式会社	千円 50,000	100.0	成形品の製造
タイガース工販株式会社	千円 15,000	100.0	ホースその他の販売

(注) 1. 特定完全子会社に該当する会社はありません。  
2. Tigerpoly Manufacturing, Inc. は2019年4月に増資を行い、資本金が19,000千米ドル増加し、38,500千米ドルとなりました。



### (10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,765 百万円
株式会社京都銀行	450
三井住友信託銀行株式会社	211
日本生命保険相互会社	100
明治安田生命保険相互会社	50

### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,005,868株 (自己株式105,730株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 2,984名 (前事業年度末比174名増)
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
タイガー興産有限会社	1,965 千株	9.8 %
タイガース取引先持株会	1,401	7.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,358	6.8
株式会社三菱UFJ銀行	979	4.9
澤田宏治	888	4.4
株式会社京都銀行	776	3.9
T. P. C持株会	636	3.2
タイガースポリマー従業員持株会	524	2.6
澤田裕治	480	2.4
三井住友信託銀行株式会社	474	2.4

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

## 3. 当社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 【重 要 な 兼 職 の 状 況】
代表取締役社長	わたなべ けんたろう 渡辺 健太郎	
代表取締役専務	さわだ こうじ 澤田 宏治	製造部・品質保証部・環境管理部・情報システム室担当
常務取締役	きど としあき 木戸 俊明	第二営業部長
取 締 役	こうら ひろと 高良 寛人	開発研究所長
取 締 役	げんだ はるのぶ 源田 晴信	海外事業部長 【杭州泰賀塑化有限公司董事長】 【広州泰賀塑料有限公司董事長】
取 締 役	うえだ えいじ 植田 英司	経営管理部長兼購買部長
取 締 役	やまもと けいし 山本 敬史	総務部長
取 締 役	みぞぐち まさき 溝口 聖規	【公認会計士（溝口公認会計士事務所 所長）】 【グロービス経営大学院 教員】
取 締 役	のじり やすし 野尻 恭	【住友ゴム工業株式会社 顧問】 【プリマハム株式会社 社外取締役】 【日精テクノロジー株式会社 社外取締役】
常勤監査役	たむら よういち 田村 洋一	
監 査 役	おおかわ おさむ 大川 治	【弁護士（弁護士法人堂島法律事務所 社員弁護士）】
監 査 役	さつま よしのり 薩摩 嘉則	【公認会計士（監査法人彌榮会計社 代表社員）】 【阪神調剤ホールディング株式会社 社外監査役】 【株式会社阪神調剤薬局 社外監査役】

- (注) 1. 2018年6月22日、野尻 恭氏は、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役 溝口聖規および同 野尻 恭の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 大川 治および同 薩摩嘉則の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 薩摩嘉則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 溝口聖規、同 野尻 恭、監査役 大川 治および同 薩摩嘉則の各氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（うち社外取締役）	9名（2名）	114,422千円（13,218千円）
監査役（うち社外監査役）	3名（2名）	23,694千円（11,716千円）
合 計	12名（4名）	138,116千円（24,934千円）

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額50,836千円を支払っております。  
 2. 上記報酬等の額には、第77期定時株主総会において決議予定の取締役賞与25,600千円が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	活 動 状 況
社外取締役	溝口 聖規	13回／13回	－	当事業年度において開催された全ての取締役会に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役	野尻 恭	9回／10回	－	2018年6月の就任後、10回開催した取締役会のうち9回に出席し、必要に応じ、企業経営における豊富な経験と幅広い見地から発言を行っております。
社外監査役	大川 治	13回／13回	6回／6回	当事業年度において開催された全ての取締役会および監査役会に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	薩摩 嘉則	13回／13回	6回／6回	当事業年度において開催された全ての取締役会および監査役会に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

### ③社外取締役および社外監査役と締結している責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役については500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 名 称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支 払 額
①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	28,000千円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意することが相当であると判断いたしました。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- ①取締役・使用人および子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社は、「倫理規定」、「インサイダー取引防止規定」等規定を整備するとともに、「取締役読本」を取締役に配付し、さらには当社における業務運営の倫理上および業務上の指針となる「わたしたちの行動指針」を制定のうえ、取締役および使用人に配付し、周知徹底する。

- 2) 子会社に対しては、「倫理規定」、「インサイダー取引防止規定」、「国内関係会社管理規定」、「海外関係会社管理規定」等当社の規定および「わたしたちの行動指針」を配付するとともに、子会社取締役には「取締役読本」を配付し、周知徹底する。
- 3) 当社は、毎月開催される「取締役会」の他、予算・実績を管理、分析し、採算性の改善を目的とした「全社会議」とその下部会議体である「製造会議」、「営業会議」等において、当社グループ全体における業務の状況を報告し、議論、意見交換等を行うとともに、必要に応じて、議事録、資料等を子会社に回付する。
- 4) 当社の一部の取締役は子会社の取締役を、常勤監査役は子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席し、議論、意見交換等を行う。
- 5) 子会社が毎月当社に提出する「業績報告書」を、当社取締役、監査役、主管部門長に回付し、必要に応じて各員がコメントを付し、子会社へフィードバックする。
- 6) 重要案件の承認について、当社および国内子会社は「取締役会規定」および「稟議規定」に基づき、海外子会社は「海外関係会社管理規定」に基づき、決裁権限者の承認を得る。
- 7) 当社グループは、法令違反等の疑義がある行為を発見した場合、または、「公益通報者保護規定」に定める通報システムにより、法令違反等の通報を受けた場合、当社は、同規定に定める方法で調査し、事実を確認するとともに、再発防止策を策定し、取締役会および監査役会に報告する。
- 8) 当社グループは、財務報告に係る内部統制システムの構築および運用を整備し、推進することにより、財務報告の信頼性を確保するとともに、当該システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- 9) 監査室は、監査計画に基づいて当社および子会社の業務監査を実施することにより、法令、定款等の遵守体制の有効性を確保する。
- 10) 監査役は、「監査役会規定」、「監査役監査基準」等に基づき、取締役の職務執行の適正性を監査する。
- 11) 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携して、毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対応し、一切の関係を持たない。また、不当・不法な要求には応じず、利益供与は絶対行わない。

## ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る重要な情報を「文書管理規定」に従って法定文書、各種議事録、各種契約書、稟議書等の文書（電磁的記録を含む）に整理し、作成のうえ、「職務分掌規定」に定める担当部門が関連資料とともに適切に保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書を常時閲覧できる体制を確保する。

## ③当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、環境、品質、災害、情報セキュリティ、資金運用、為替等に係るリスクについて、各種管理規定を制定するとともに、各担当部門において運用マニュアルの作成、研修会・勉強会の実施により管理する。

- 2) 当社は、「リスク管理規定」を制定し、当社取締役会において、各取締役から担当部門および子会社のリスクに関する報告を適宜受け、当社グループ全体のリスクの予防、発見、管理および対応を行う。
- 3) 新たにリスクが生じた場合には、取締役会と監査役会が協議のうえ、速やかに対応責任者を取締役の中から選任する。

#### ④取締役および子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、中期経営計画および年度利益計画により定められた「経営方針」、「経営戦略」、「数値目標」等の達成度合いを、毎月開催される「取締役会」の他、「全社会議」とその下部会議体である「製造会議」、「営業会議」等において検証し、結果を関係部門にフィードバックする。
- 2) 子会社に対しては、子会社の株主総会または取締役会において、「経営方針」、「経営戦略」、「数値目標」等の達成度合いを説明するほか、必要に応じて、前記1)の議事録、資料等を回付する。

#### ⑤子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 国内子会社については、子会社の株主総会、取締役会および毎月当社に提出する「業績報告書」により、子会社取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する。
- 2) 海外子会社については、子会社の株主総会、海外子会社合同会議および毎月当社に提出する「業績報告書」により、子会社取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する。

#### ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人の設置を求めたときは、取締役会は特段の理由がない限り、その設置を認める。

#### ⑦監査役を補助する使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役を補助する使用人は、監査役からの監査業務に必要な命令に関して、取締役や上司の指揮命令を受けないものとする。
- 2) 当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分には、監査役の意見を聞かなければならない。
- 3) 当社は、監査役を補助する使用人が監査役から監査業務に必要な命令を受けたときは、その命令を優先的に遂行できる環境を構築する。

#### ⑧取締役・会計参与・使用人あるいは子会社の取締役等・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- 1) 取締役は、監査役が出席する「取締役会」において、次の事項を報告する。

- i) 取締役会他重要な会議で決議された事項
  - ii) 当社および当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - iii) 毎月の経営状況として重要な事項
  - iv) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
  - v) 重大な法令・定款違反
  - vi) 「公益通報者保護規定」に定める通報状況とその内容
  - vii) その他コンプライアンス上、重要な事項
- 2) 取締役および使用人は、監査役が出席する「全社会議」とその下部会議体である「製造会議」、「営業会議」等において、前記1)の補足を行うほか、その他の重要事項を報告する。
  - 3) 当社グループでは、前記1)のii)、v)およびvii)に関する重大な事実を発見した場合は、「公益通報者保護規定」に定める通報手段により、監査役に直接報告することができる。
  - 4) 監査役に対する各種議事録、稟議書の回付等を通じて、業務執行の状況につき監査役が必要と認める事項を適宜報告する。
  - 5) 監査室は、監査役に対し、監査計画、監査結果を適宜閲覧に供するほか、内部監査活動に関する報告を適宜行う。
  - 6) 国内子会社は、毎月提出する「業績報告書」のほか、子会社の株主総会および取締役会において、監査役に適宜報告する。
  - 7) 海外子会社は、毎月提出する「業績報告書」のほか、子会社の株主総会および海外子会社合同会議において、監査役に適宜報告する。
- ⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 「公益通報者保護規定」では、通報者、相談者および調査協力を行った者の保護について定めており、会社は、通報、相談または調査協力をしたことを理由に、
    - i) 通報者、相談者および調査協力を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
    - ii) 通報者、相談者および調査協力を行った者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。
  - 2) 通報者・相談者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、「就業規則」に従い懲戒処分を行うことができる。
- ⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 1) 監査役が職務を執行するにあたり、必要と認める費用については、予め予算計上するものとし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。

2) 監査役は、監査費用の支出にあたり、その効率性および適正性に留意する。

#### ⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、「定例監査役会」を原則として3ヶ月に1回、さらに必要に応じて「臨時監査役会」を開催し、監査所見、監査上の重要課題等について監査役相互で意見を交換し、その結果を「取締役会」において監査役会報告として定期的に報告する。
- 2) 監査役会は、代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、監査を実効的に行うことを確保するとともに、取締役会等重要な社内会議に出席し、意見を聴取することにより補完する。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における運用状況は次のとおりであります。

#### ①コンプライアンスに関する取組み

当社は、当社グループにおける業務運営の倫理上および業務上の指針となる「わたしたちの行動指針」について、当社グループ全体への周知を継続的に実施しました。また、監査室は、当社グループに対する内部監査により、法令・定款等の遵守状況を監視し、問題があれば指摘をし、改善報告書を提出させました。

#### ②リスク管理に関する取組み

当社は、新たなリスクを確認するために検討会を開催し、その結果を取締役会へ報告するとともに、各事業所における固有のリスクの把握に努めました。また、「公益通報者保護規定」に従って相談窓口を設置しており、潜在的なリスクの収集に努めました。

#### ③取締役の職務執行に関する取組み

取締役会は、原則月1回取締役会を開催し、重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行いました。

#### ④子会社管理に関する取組み

当社は、子会社の株主総会および取締役会への出席のほか、子会社が毎月当社に提出する「業績報告書」により、子会社の事業活動を把握し、適切な指示、助言を行いました。

#### ⑤監査役の職務執行に関する取組み

監査役は、各種会議への出席、各種議事録、稟議書の閲覧を行うとともに、各部門、各事業所および子会社に対するヒアリング、往査等により、当社グループの業務執行の状況を確認しました。これらの活動で得られた情報を監査役間で共有するため、監査役会において報告および意見交換を行いました。また、監査役会は、代表取締役社長および会計監査人との意見交換会を開催しました。



## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社である以上、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方については、株主の皆さまが所有する当社株式の市場での自由な取引を通じて決まるべきものであり、当社株式の大量買付その他これに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といい、買付等を行う者を「買付者等」といいます）がなされた場合、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきであると考えております。

しかし、株式の買付等の中には、その目的等からみて、対象となる会社の企業価値を損ね、あるいは株主の皆さまの共同の利益に反するものも少なからず存在します。

当社株式の買付者等が、後述の当社の経営理念、経営の基本方針を理解せず、短期的な効率性を追求して特定分野から撤退してバランス経営を損ねたり、研究開発費用の大幅な削減をして技術開発を停滞させたりするなど、中・長期的な観点からの継続的な経営理念、経営の基本方針に反する行為をとれば、当社が創業以来育んできた企業価値が著しく損なわれ、株主の皆さまの共同の利益が害されることになりえます。

従いまして、当社は、当社の企業価値が毀損され、株主の皆さまにとって不本意な形で不利益が生じる可能性がある結論づけられる当社株式の買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、当社株式の買付等が当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益に資さないものと判断した場合は、必要かつ相当な措置を取ることによって、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

### (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

タイガースポリマーグループ（以下「当社グループ」といいます）は、投資家の皆さまに長期的に投資を継続していただくため、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させる取組みとして、下記経営理念に基づき、経営の基本方針を定め、具体的な施策を展開しております。

#### ① 経営理念

- 1) 経済活動を通して付加価値を生み出し、広く社会に貢献する。
- 2) 株主の皆さまをはじめ従業員、取引先、社会などすべてのステークホルダーの信頼と期待に応える。
- 3) 企業の発展と永続性確保のため、市場の変化にすばやく対応し、常に顧客指向を「信念」として、その実現のために多種多様な変化に対し、「柔軟」に対応する。

## ②経営の基本方針

- 1) 3つの基本技術（ホースを作る技術、ゴムシートを作る技術、モールド（成形品）を作る技術）をもとに製造した製品を4つの市場（家電、自動車、土木・建築・住宅、産業資材）に供給し、バランスのとれた経営を指向する。
- 2) 参加したそれぞれのニッチ市場で高シェアを獲得すべく経営資源の集中化を図る。
- 3) 海外で需要のある国に事業を展開し、現地生産、現地販売を基本に最適地での生産を行う。
- 4) 技術開発に力を注ぎ、優れた技術により品質、効率、生産スピード等の面で他社との差別化を図る。

## ③経営の基本方針に基づき実施している具体的施策

- 1) 営業部管轄の国内支店・営業所の営業活動により、国内売上高の増加（樹脂ホース、ゴムシート等）を推進するとともに、自動車部品を担当する第二営業部、さらには海外事業部と海外子会社のグローバルな活動により、連結売上高の拡大を推進しております。
- 2) 取引先のニーズに的確・迅速に対応するため、また収益力を高めるために、開発研究所に資源を投入し、機械・設備能力の向上や新製品の開発などに注力しております。
- 3) 常に生産技術を改善・向上させ、工場の生産性向上・合理化を徹底的に進めております。
- 4) 品質、安全、環境対策に注力し、環境関連法の遵守、ISOの徹底展開を図っております。
- 5) 拡大する海外子会社の管理手法を洗練させるため、子会社管理規定を充実させるとともに、当社主導により、各社の在庫管理システムおよびセキュリティシステムを見直し、運用面の向上を常に図っております。
- 6) これらの施策を効果的に推進するため、海外子会社と国内との人事ローテーションを計画的、活発に行い、グローバルな人材の育成に努力しております。
- 7) 金融商品取引法に基づく内部統制については、監査法人の指導の下に内部統制システムを確立させ、内部統制報告書を作成し、チェックを受けております。

## ④コーポレートガバナンス強化への取組み

当社グループは、経営理念に定める「ステークホルダーの信頼と期待に応える」ため、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。その一環として、社外取締役2名および監査役3名（うち社外監査役2名）を選任し、重要会議への出席を励行するとともに、監査室を設置することにより、効率的な内部統制システムを構築し、経営の合理化・効率化および職務の適正な遂行を図っております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社第76期定時株主総会（2018年6月22日開催）において、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的とした当社株式の大量買付行為等に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を継続することにつき、株主の皆さまのご承認をいただいております。

本プランの内容は以下のとおりであります。

本プランは、買付等が行われる際に、買付者等が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会による買付者等との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランでは、当社が発行者である株券等について、「保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等」または「公開買付後の対象買付者およびその特別関係者に係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付」を対象としております。このような買付等が行われる場合、当社取締役会は、買付者等に対して必要な情報の提出を求めるとともに、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置します。この特別委員会は、客観性および合理性を確保するため、当社経営陣および買付者等からの独立性が高い社外取締役1名、社外監査役2名に有識者1名を加えた合計4名で構成します。

特別委員会は、買付者等からの情報、当社取締役会からの情報、代替案等を受領後、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保するという観点から、その内容を検討いたします。なお、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができません。

特別委員会は、買付者等の買付等の内容を検討した結果、買付者等による買付等が「本プランに定める手続を遵守しない」または「当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある」場合のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を、一方、買付者等による買付等が「本プランに定める手続を遵守しない」または「当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある」場合のいずれにも該当しない、または該当しても対抗措置を発動することが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。また、対抗措置の発動内容が株主総会の決議を必要とする場合には、その招集を行います。

本プランによる対抗措置として新株予約権の無償割当がなされることとなった場合、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主に対し、「買付者等による権利行使は認められないとの行使条件」および「当社が買付者等以外の者から当社株式一株と引換えに新株予約権一個を取得する旨の取得条項」が付された新株予約権を、その有する株式一株につき新株予約権一個の割合で無償割当を行います。

なお、新株予約権の無償割当を行った場合、買付者等以外の株主の皆さまの保有する当社株式全体としての価値の希釈化は生じませんが、当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じます。

本プランの有効期間は、2018年6月22日開催の定時株主総会の終結のときから2020年度定時株主総会の終結のときまでの約2年間とし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会または株主総会の決議によって本プランを廃止または変更することができます。

(注) 本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。  
<https://tigers.jp/ir/etc.html>

#### (4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記各取組みが、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容に沿ったものであり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

その理由といたしまして、上記(2)の取組みにつきましては、当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成等を目的とするものであり、これらの取組みによって、当社の企業価値はより向上するものと考えております。また、上記(3)の取組みにつきましては、本プランは、株主総会において株主の皆さまのご承認を得て導入、継続されたものであること、有効期間を2年間に限定し、当社取締役会または株主総会の決議により、いつでも廃止することができること、当社取締役会における対抗措置の発動または不発動の決議は、特別委員会の勧告を最大限尊重すること、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができることなどから、本プランが当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。)

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>25,016,931</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,724,920</b>
現金及び預金	9,667,698	支払手形及び買掛金	2,473,847
受取手形及び売掛金	8,990,328	電子記録債務	2,157,982
有価証券	1,500,000	短期借入金	1,871,000
商品及び製品	2,152,737	1年内返済予定の長期借入金	555,500
仕掛品	209,583	未払金	1,686,944
原材料及び貯蔵品	1,786,292	未払法人税等	230,323
その他	711,692	賞与引当金	443,480
貸倒引当金	△ 1,401	役員賞与引当金	26,600
<b>固定資産</b>	<b>18,662,629</b>	その他	279,241
<b>有形固定資産</b>	<b>14,498,706</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,423,694</b>
建物及び構築物	5,758,966	長期借入金	150,000
機械装置及び運搬具	4,625,833	退職給付に係る負債	2,004,427
工具、器具及び備品	783,900	資産除去債務	15,694
土地	2,211,736	繰延税金負債	159,490
建設仮勘定	1,118,270	その他	94,081
<b>無形固定資産</b>	<b>271,872</b>	<b>負債合計</b>	<b>12,148,614</b>
ソフトウェア	149,429	<b>【純資産の部】</b>	
その他	122,443	<b>株主資本</b>	<b>29,440,980</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,892,050</b>	資本金	4,149,555
投資有価証券	3,108,667	資本剰余金	3,900,679
繰延税金資産	457,549	利益剰余金	21,448,537
その他	329,403	自己株式	△ 57,791
貸倒引当金	△ 3,570	その他の包括利益累計額	704,080
		その他有価証券評価差額金	962,776
		為替換算調整勘定	△ 288,913
		退職給付に係る調整累計額	30,217
		非支配株主持分	1,385,885
		<b>純資産合計</b>	<b>31,530,946</b>
<b>資産合計</b>	<b>43,679,561</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>43,679,561</b>

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	43,020,042
売上原価	34,426,936
売上総利益	8,593,106
販売費及び一般管理費	6,289,456
営業利益	2,303,649
営業外収益	
受取利息及び配当金	116,059
その他の	240,327
営業外費用	
支払利息	45,768
その他	26,855
経常利益	2,587,411
特別利益	
固定資産売却益	110,623
投資有価証券売却益	6,691
関係会社株式売却益	2,654
特別損失	
固定資産処分損失	23,604
減損損失	344,733
ゴルフ会員権売却損失	775
税金等調整前当期純利益	2,338,267
法人税、住民税及び事業税	506,559
法人税等調整額	△ 6,169
当期純利益	1,837,876
非支配株主に帰属する当期純利益	155,049
親会社株主に帰属する当期純利益	1,682,827

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,149,555	3,900,679	20,125,816	△ 57,655	28,118,396
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△360,107		△360,107
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,682,827		1,682,827
自己株式の取得				△136	△136
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			1,322,720	△136	1,322,583
当 期 末 残 高	4,149,555	3,900,679	21,448,537	△57,791	29,440,980

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,249,428	215,485	32,958	1,497,871	1,336,129	30,952,398
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△360,107
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,682,827
自己株式の取得						△136
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△286,652	△504,398	△2,740	△793,791	49,756	△744,035
当期変動額合計	△286,652	△504,398	△2,740	△793,791	49,756	578,548
当 期 末 残 高	962,776	△288,913	30,217	704,080	1,385,885	31,530,946

# 連結注記表

## I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	10社
主要な連結子会社の名称	Tigerpoly Manufacturing, Inc. Tigerflex Corporation Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V. Tigerpoly(Thailand)Ltd. Tigers Polymer(Malaysia)Sdn.Bhd. 杭州泰賀塑化有限公司 広州泰賀塑料有限公司

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	ラバー・フレックス株式会社 杭州正佳電器有限公司
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数ならびに主要な会社の名称

持分法適用の非連結子会社および関連会社はありません。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な会社の名称	ラバー・フレックス株式会社 杭州正佳電器有限公司
持分法を適用しない理由	持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益、利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

海外連結子会社7社の決算日は、いずれも12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、それぞれ、計算書類を使用して、かつ連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ①有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券	
市場価格のあるもの	… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のないもの	… 移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産の評価基準および評価方法

国内会社	
評価基準	：原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
評価方法	：商 品 … 総 平 均 法 製 品 … 総 平 均 法 仕 掛 品 … 総 平 均 法 原 材 料 … 移 動 平 均 法 貯 蔵 品 … 最 終 仕 入 原 価 法

なお、海外連結子会社は主として総平均法による低価法であります。



## (2) 固定資産の減価償却の方法

## ①有形固定資産（リース資産を除く）

国内会社は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。）

海外連結子会社は主として定額法

## ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。）

## ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 引当金の計上基準

## ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

## ③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

## 5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

## (1) 退職給付に係る会計処理の方法

当社と一部の子会社につきましては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理しております。数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## (2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

## (3) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債、収益および費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

## II 表示方法の変更に関する注記

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

## III 連結貸借対照表に関する注記

## 1. 担保提供資産

担保資産 現金及び預金 5,393千円（電力供給を受けるために差し入れております）

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額 35,265,992千円（減損損失累計額を含む）

#### IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数  
普通株式 20,111,598株
- 配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	190,057千円	9円50銭	2018年3月31日	2018年6月25日
2018年11月7日 取締役会	普通株式	170,049千円	8円50銭	2018年9月30日	2018年12月3日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2019年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額	170,049千円
②1株当たり配当額	8円50銭
③基準日	2019年3月31日
④効力発生日	2019年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### V 金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項  
当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。  
受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。  
借入金の使途は運転資金および設備投資資金であり、固定金利により借入を行っております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。
- 金融商品の時価等に関する事項  
2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	9,667,698千円	9,667,698千円	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	8,990,328千円 △1,401千円		
	8,988,926千円	8,988,926千円	—
(3) 有価証券	1,500,000千円	1,500,000千円	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	3,072,349千円	3,072,349千円	—
(5) 支払手形及び買掛金	(2,473,847千円)	(2,473,847千円)	—
(6) 電子記録債務	(2,157,982千円)	(2,157,982千円)	—
(7) 短期借入金	(1,871,000千円)	(1,871,000千円)	—
(8) 未払金	(1,686,944千円)	(1,686,944千円)	—
(9) 未払法人税等	(230,323千円)	(230,323千円)	—
(10) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	(705,500千円)	(705,851千円)	(351千円)

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項  
 (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金ならびに (3) 有価証券  
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  
 (4) 投資有価証券  
 これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。  
 (5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) 未払金ならびに (9) 未払法人税等  
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  
 (10) 長期借入金  
 長期借入金の時価については、元利息の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。  
 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額36,318千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4) 投資有価証券 その他有価証券には含めておりません。

## Ⅵ 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,506円81銭
2. 1株当たり当期純利益 84円12銭

## Ⅶ 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

## Ⅷ 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	認識の経緯
大阪府豊中市	基幹システム	ソフトウェア仮勘定	納期遅延等による開発中断
マレーシアジョホール州	家電用ホース製造設備	機械装置及び運搬具	遊休資産

当社グループは、主に管理会計上の区分で、処分等の意思決定をした資産については個別にグルーピングを実施し、減損損失の認識の判定をしております。その結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、基幹システムは320,340千円、家電用ホース製造設備は24,393千円を特別損失に計上いたしました。なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値で測定しており、その評価は零としております。

(本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,430,948</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,283,084</b>
現金及び預金	5,373,621	支払手形	19,769
受取手形	2,444,830	買掛金	1,299,901
売掛金	3,815,446	電子記録債権	2,157,982
有価証券	1,500,000	短期借入金	650,000
商品及び製品	1,016,358	1年内返済予定の長期借入金	500,000
仕掛品	136,396	未払金	877,496
材料及び貯蔵品	337,487	未払法人税等	138,885
前払費用	42,192	賞与引当金	407,698
未収収益	3,924	役員賞与引当金	25,600
未収入金	238,988	設備関係支払手形	176,931
短期貸付金	499,455	その他	28,818
その他	22,247	<b>固定負債</b>	<b>2,050,819</b>
<b>固定資産</b>	<b>17,097,955</b>	長期借入金	150,000
<b>有形固定資産</b>	<b>3,946,848</b>	長期未払金	14,723
建物	1,068,298	退職給付引当金	1,838,682
構築物	73,345	資産除去債務	15,694
機械及び装置	843,052	預り保証金	31,720
車両運搬具	6,996	<b>負債合計</b>	<b>8,333,903</b>
工具、器具及び備品	310,776	<b>【純資産の部】</b>	
土地	1,204,076	<b>株主資本</b>	<b>23,232,224</b>
建設仮勘定	440,302	資本金	4,149,555
<b>無形固定資産</b>	<b>119,402</b>	資本剰余金	3,900,679
ソフトウェア	110,175	資本準備金	3,900,524
電話加入権	9,226	その他資本剰余金	154
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,031,704</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>15,239,781</b>
投資有価証券	3,080,237	利益準備金	230,584
関係会社株式	6,666,304	その他利益剰余金	15,009,196
関係会社出資金	1,552,139	買換資産圧縮積立金	34,700
長期貸付金	1,132,098	別途積立金	4,500,000
長期前払費用	68,155	繰越利益剰余金	10,474,496
敷金保証金	87,554	<b>自己株式</b>	<b>△ 57,791</b>
繰延税金資産	443,300	<b>評価・換算差額等</b>	<b>962,776</b>
その他	5,484	その他有価証券評価差額金	962,776
貸倒引当金	△ 3,570	<b>純資産合計</b>	<b>24,195,000</b>
<b>資産合計</b>	<b>32,528,904</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>32,528,904</b>

# 損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,748,652
売上原価	16,977,934
売上総利益	5,770,718
販売費及び一般管理費	4,479,918
営業利益	1,290,799
営業外収益	
受取利息及び配当金	447,376
その他の	308,217
営業外費用	
支払利息	6,356
その他の	90,135
経常利益	1,949,900
特別利益	
固定資産売却益	549
投資有価証券売却益	6,691
関係会社株式売却益	2,654
特別損失	
固定資産処分損失	8,765
減損損失	320,340
ゴルフ会員権売却損	775
税引前当期純利益	329,882
法人税、住民税及び事業税	1,629,914
法人税等調整額	356,461
当期純利益	△ 54,320
	302,140
	1,327,773

## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					買換資産圧縮積立金	別途積立金	
当 期 首 残 高	4,149,555	3,900,524	154	3,900,679	230,584	34,700	4,500,000
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計							
当 期 末 残 高	4,149,555	3,900,524	154	3,900,679	230,584	34,700	4,500,000

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当 期 首 残 高	9,506,830	14,272,114	△ 57,655	22,264,695	1,249,428	1,249,428	23,514,123
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	△ 360,107	△ 360,107		△ 360,107			△ 360,107
当期純利益	1,327,773	1,327,773		1,327,773			1,327,773
自己株式の取得			△ 136	△ 136			△ 136
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△ 286,652	△ 286,652	△ 286,652
当期変動額合計	967,666	967,666	△ 136	967,529	△ 286,652	△ 286,652	680,877
当 期 末 残 高	10,474,496	15,239,781	△ 57,791	23,232,224	962,776	962,776	24,195,000

## 個 別 注 記 表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式 … 移動平均法による原価法

##### ②その他有価証券

市場価格のあるもの

… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直  
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの

… 移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

①評 価 基 準： 原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②評 価 方 法： 商 品 … 総 平 均 法

製 品 … 総 平 均 法

仕 掛 品 … 総 平 均 法

原 材 料 … 移 動 平 均 法

貯 蔵 品 … 最 終 仕 入 原 価 法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。）

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。）

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (4) 長期前払費用

定額法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することにしております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### 4. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) 消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

II 表示方法の変更に関する注記

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

III 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	21,068,456千円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	1,045,397千円
長期金銭債権	1,132,098千円
短期金銭債務	214,531千円

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上	高	2,348,752千円
	仕入	高	2,341,486千円
	営業取引以外の取引高		585,670千円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	105,730株

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の 主な原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	124,755千円
貸倒引当金	1,092千円
退職給付引当金	562,636千円
減価償却費損金算入限度超過額	13,817千円
投資有価証券評価損	11,846千円
ゴルフ会員権評価損	19,579千円
長期未払金	4,505千円
減損損失	98,024千円
その他	67,410千円
繰延税金資産小計	903,668千円
評価性引当額	△37,207千円
繰延税金資産合計	866,461千円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△15,300千円
その他有価証券評価差額金	△407,439千円
その他	△421千円
繰延税金負債合計	△423,160千円
繰延税金資産の純額	443,300千円



**Ⅶ リースにより使用する固定資産に関する注記**

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

**Ⅷ 退職給付債務に関する注記**

退職給付債務	3,041,761千円
年金資産	△1,242,948千円
未認識数理計算上の差異	39,869千円
退職給付引当金	1,838,682千円

**Ⅸ 関連当事者との取引に関する注記**

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Tigerpoly Manufacturing, Inc.	所有 直接 100%	資金の援助	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注)	776,860 776,860 25,173	長期貸付金	776,930
	広州泰賀塑料有限公司	所有 直接 100%	資金の援助	資金の回収 利息の受取 (注)	227,140 15,572	短期貸付金	499,455
	Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.	所有 直接 100%	資金の援助	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注)	148,369 59,928 10,862	長期貸付金	355,168

(注) 利息の受取につきましては、市場金利を勘案し利率を決定しております。

**X 1株当たり情報に関する注記**

- 1株当たり純資産額 1,209円40銭
- 1株当たり当期純利益 66円37銭

**XI 重要な後発事象に関する注記**

該当する事項はありません。

**XII 減損損失**

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	認識の経緯
大阪府豊中市	基幹システム	ソフトウェア仮勘定	納期遅延等による開発中断

当社は、主に管理会計上の区分で、処分等の意思決定をした資産については個別にグルーピングを実施し、減損損失の認識の判定をしております。その結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、320,340千円を特別損失に計上いたしました。なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値で測定しており、その評価は零としております。

(本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

タイガースポリマー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 紳太郎 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 稔 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タイガースポリマー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タイガースポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

タイガースポリマー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 紳太郎 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 稔 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タイガースポリマー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月7日

タイガースポリマー株式会社 監査役会  
常勤監査役 田村 洋一 ㊟  
社外監査役 大川 治 ㊟  
社外監査役 薩摩 嘉則 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、収益状況、今後の事業展開、財務体質の強化を考慮するとともに、1株当たりの配当金額、配当性向などを総合的に勘案のうえ、安定的な配当の継続に努めていくこととしており、当期の期末配当につきましては、1株につき8円50銭にさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき8円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき17円となります。

(1) 配当財産の種類 金 銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき8円50銭 総額170,049,878円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2019年6月26日

### 第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変 更 の 理 由

監査役が法令に定める員数を欠く場合に備え、株主総会において補欠の監査役を選任できるよう、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

(2) 変 更 内 容

現行定款と変更案の対照は、次のとおりであります。  
(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第30条 取締役および監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (新 設)</p> <p>2. 取締役および監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第31条 (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 前項に関わらず、選任されたときに他の取締役が在任している場合、選任された取締役の任期は当該他の取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>3. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第30条 取締役および監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査役を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>前二項の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>4. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 前項に関わらず、選任されたときに他の取締役が在任している場合、選任された取締役の任期は当該他の取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>3. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>5. <u>第30条第2項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p> <p>6. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の終了するときまでとする。ただし、補欠監査役選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときを超えることができないものとする。</u></p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

本總會終結のときをもって、取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位・担当【重要な兼職の状況】
1	再任 わたなべ けんたろう 渡辺 健太郎	代表取締役社長
2	再任 さわだ こうじ 澤田 宏治	代表取締役専務 製造部・品質保証部・環境管理部・情報システム室担当
3	再任 きど としあき 木戸 俊明	常務取締役 第二営業部長
4	再任 こうら ひろと 高良 寛人	取締役 開発研究所長
5	再任 げんだ はるのぶ 源田 晴信	取締役 海外事業部長 【杭州泰賀塑化有限公司董事長】 【広州泰賀塑料有限公司董事長】
6	再任 うえだ えいじ 植田 英司	取締役 経営管理部長 兼 購買部長
7	再任 やまもと けいし 山本 敬史	取締役 総務部長
8	再任 みぞぐち まさき 溝口 聖規	社外取締役 【公認会計士（溝口公認会計士事務所 所長）】 【グロービス経営大学院 教員】
9	再任 のじり やすし 野尻 恭	社外取締役 【住友ゴム工業株式会社 顧問】 【プリマハム株式会社 社外取締役】 【日精テクノロジー株式会社 社外取締役】



候補者 番号	わたなべ けんたろう	再任	生年月日	1948年12月22日
	1 渡辺 健太郎		所有する当社の株式の数	24,400株
			取締役会出席状況	13回／13回

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行  
 2000年7月 当社入社、経理部長  
 2002年6月 同取締役経理部長  
 2007年6月 同常務取締役経理部長  
 2009年6月 同代表取締役社長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

渡辺健太郎氏は、金融機関在籍時における豊富な経験、専門知識、実績を活かして、経理部門の業務に従事した後、代表取締役社長に就任以降は、取締役会を運営、統括し、その活性化に注力するとともに、経営者としての豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップで経営の指揮を執る適切な人材と判断し、取締役会と同氏を取締役候補者に決めました。

#### 取締役候補者と当社との特別の利害関係等

渡辺健太郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	さわだ こうじ	再任	生年月日	1967年10月13日
	2		澤田 宏治	所有する当社の株式の数
			取締役会出席状況	13回／13回

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
1997年4月	当社入社
2003年4月	同製造部課長
2005年4月	同岡山工場長
2009年6月	同取締役製造部長
2013年6月	同専務取締役 製造部・品質保証部・情報システム室担当
2015年6月	同代表取締役専務 製造部・品質保証部・環境管理部・情報システム室担当
2016年6月	同代表取締役専務 製造部・品質保証部・環境管理部・情報システム室担当／経営管理部長
2017年4月	同代表取締役専務 製造部・品質保証部・環境管理部・情報システム室担当（現任）

#### 取締役候補者とした理由

澤田宏治氏は、経営全般にわたる豊富な経験と見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定と業務執行の監督の役割を果たすとともに、製造・品質保証部門等幅広い分野において豊富な経験、高い知見と実績を有していることから、製造全般を推進する適切な人材と判断し、取締役会は同氏を取締役候補者に決めました。

#### 取締役候補者と当社との特別の利害関係等

澤田宏治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	きど としあき	再任	生年月日	1954年3月5日
	3 木戸 俊明		所有する当社の株式の数	11,400株
			取締役会出席状況	13回／13回

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 当社入社  
 1992年4月 同東京支店課長  
 2003年4月 同営業企画室長  
 2006年6月 同取締役営業企画室長  
 2009年6月 同常務取締役営業企画部長  
 2012年4月 同常務取締役第二営業部長（現任）

## 取締役候補者とした理由

木戸俊明氏は、経営全般にわたる豊富な経験と見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、自動車部品の営業部門において豊富な経験、高い知見と実績を有していることから、自動車部門の営業全般を推進する適切な人材と判断し、取締役会は同氏を取締役候補者に決めました。

## 取締役候補者と当社との特別の利害関係等

木戸俊明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	こうら ひると	再任	生年月日	1955年11月12日
	4 高良 寛人		所有する当社の株式の数	25,200株
			取締役会出席状況	13回／13回

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社  
 1994年4月 同岡山工場長  
 2003年4月 同開発研究所長  
 2006年6月 同取締役開発研究所長（現任）

## 取締役候補者とした理由

高良寛人氏は、経営全般にわたる豊富な経験と見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、長年にわたり製品開発に携り、開発研究所長として開発研究の推進とマネジメントを担っていることから、製品開発全般を推進する適切な人材と判断し、取締役会は同氏を取締役候補者に決めました。

## 取締役候補者と当社との特別の利害関係等

高良寛人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	げんだ はるのぶ	再任	生年月日	1950年2月9日
	5		源田 晴信	所有する当社の株式の数
			取締役会出席状況	12回／13回

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年2月 当社入社  
 2001年10月 Tigerflex Corporation社長  
 2004年8月 Tigerpoly(Thailand)Ltd.社長  
 2008年10月 Tigerpoly Manufacturing,Inc.社長  
 2009年6月 当社取締役  
 2013年4月 同取締役海外事業部長（現任）  
 [重要な兼職の状況] 杭州泰賀塑化有限公司董事長  
 広州泰賀塑料有限公司董事長

#### 取締役候補者とした理由

源田晴信氏は、経営全般にわたる豊富な経験と見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、当社のグローバル展開を牽引する海外現地法人の経営者として豊富な経験、高い知見と実績を有していることから、海外事業を推進する適切な人材と判断し、取締役会は同氏を取締役候補者に決めました。

#### 取締役候補者と当社との特別の利害関係等

源田晴信氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号 6	うえだ えいじ	再任	生年月日	1957年4月3日
	植田 英司		所有する当社の株式の数	5,000株
			取締役会出席状況	13回／13回

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年2月 当社入社  
 2004年4月 同名古屋支店長  
 2009年4月 同品質保証部長  
 2013年6月 同購買部長  
 2016年6月 同取締役購買部長  
 2017年4月 同取締役経営管理部長兼購買部長（現任）

## 取締役候補者とした理由

植田英司氏は、経営全般にわたる豊富な経験と見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、販売、購買の両部門における豊富な経験、高い知見と実績を活かし、中長期計画の立案、予算の編成・管理、さらには購買全般を推進する適切な人材と判断し、取締役会は同氏を取締役候補者に決めました。

## 取締役候補者と当社との特別の利害関係等

植田英司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号 7	やまもと けいし	再任	生年月日	1961年12月27日
	山本 敬史		所有する当社の株式の数	2,000株
			取締役会出席状況	13回／13回

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行  
 2015年4月 当社入社、総務部部長  
 2015年6月 同総務部長  
 2017年6月 同取締役総務部長（現任）

## 取締役候補者とした理由

山本敬史氏は、金融機関在籍時における豊富な経験と見識を活かし、取締役として、円滑な企業運営の推進、人材育成の強化、さらにはコンプライアンス、コーポレートガバナンスの一層の向上を推進する適切な人材と判断し、取締役会は同氏を取締役候補者に決めました。

## 取締役候補者と当社との特別の利害関係等

山本敬史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	みぞぐち まさき	再任	生年月日	1968年12月14日
	8		溝口 聖規	所有する当社の株式の数
			取締役会出席状況	13回／13回

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年10月 青山監査法人入所  
1998年5月 公認会計士登録  
2007年8月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） パートナー  
2012年9月 溝口公認会計士事務所開設  
同事務所 所長（現任）  
グロービス経営大学院 教員（現任）  
2015年6月 当社取締役（現任）  
〔重要な兼職の状況〕 公認会計士（溝口公認会計士事務所 所長）  
グロービス経営大学院 教員

#### 社外取締役候補者とした理由

溝口聖規氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として長年培った会計に関する知識と公認会計士事務所の所長としての経験を有しており、社外取締役として業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点から当社の経営に反映することにより、コーポレートガバナンスの一層の強化等に貢献する人材と判断し、取締役会は同氏を社外取締役候補者に決めました。

#### 社外取締役候補者に関する特記事項

溝口聖規氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社の社外取締役に就任してから、本総会終結のときをもって4年になります。

また、溝口聖規氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに2012年8月まで在籍しており、第66期（2008年3月期）から第70期（2012年3月期）まで当社を担当しておりました。

#### 独立役員に関する事項

溝口聖規氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、社外取締役候補者である溝口聖規氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。その契約内容は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を賠償責任限度額として、その責任を負いません。
- ・責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

本議案において、溝口聖規氏の選任が承認可決された場合には、当社と同氏との間で、上記と同様の責任限定契約を引続き締結する予定であります。

## 取締役候補者と当社との特別の利害関係等

溝口聖規氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	のじり やすし 野 尻 恭	再任	生 年 月 日	1954年10月20日
		社外取締役候補者	所有する当社の株式の数	1,000株
9		独立役員候補者	取締役会出席状況	9回／10回

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 住友ゴム工業株式会社入社  
 2008年3月 同社取締役常務執行役員  
 2011年3月 ダンロップスポーツ株式会社（現住友ゴム工業株式会社） 代表取締役社長  
 2015年3月 同社顧問（現任）  
 2016年6月 プリマハム株式会社 社外取締役（現任）  
 2018年3月 日精テクノロジー株式会社 社外取締役（現任）  
 2018年6月 当社取締役（現任）  
 [重要な兼職の状況] 住友ゴム工業株式会社 顧問  
 プリマハム株式会社 社外取締役  
 日精テクノロジー株式会社 社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由

野尻恭氏は、住友ゴム工業株式会社が在職時における豊富な海外経験、高度な専門知識、さらにはダンロップスポーツ株式会社代表取締役社長として経営全般にわたる豊富な経験を有しており、社外取締役として業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点から当社の経営に反映することにより、コーポレートガバナンスの一層の強化等に貢献する人材と判断し、取締役会は同氏を社外取締役候補者に決めました。

#### 社外取締役候補者に関する特記事項

野尻恭氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社の社外取締役に就任してから、本総会終結のときをもって1年になります。

#### 独立役員に関する事項

野尻恭氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。



## 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、社外取締役候補者である野尻恭氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。その契約内容は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を賠償責任限度額として、その責任を負いません。
- ・責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

本議案において、野尻恭氏の選任が承認可決された場合には、当社と同氏との間で、上記と同様の責任限定契約を引続き締結する予定であります。

## 取締役候補者と当社との特別の利害関係等

野尻恭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結のときをもって、監査役 大川治氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

おおかわ おさむ 大川 治	再任	社外監査役候補者	生 年 月 日	1969年11月15日
		独立役員候補者	所有する当社の株式の数	17,500株
			取締役会出席状況	13回／13回
			監査役会出席状況	6回／6回

#### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1996年4月 弁護士登録  
堂島法律事務所入所

2003年6月 当社監査役（現任）

2007年6月 燦キャピタルマネージメント株式会社 社外監査役

2009年10月 弁護士法人堂島法律事務所設立  
同事務所 社員弁護士（現任）

〔重要な兼職の状況〕 弁護士（弁護士法人堂島法律事務所 社員弁護士）

#### 社外監査役候補者とした理由

大川治氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、その法律知識に基づいて企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、取締役会は監査役会の同意を得て同氏を監査役候補者に決めました。

#### 社外監査役候補者に関する特記事項

大川治氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、当社の社外監査役に就任してから、本総会終結のときをもって16年になります。

## 独立役員に関する事項

大川治氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、社外監査役候補者である大川治氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。その契約内容は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額を賠償責任限度額として、その責任を負います。
- ・責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

本議案において、大川治氏の選任が承認可決された場合には、当社と同氏との間で、上記と同様の責任限定契約を引続き締結する予定であります。

## 監査役候補者と当社との特別の利害関係等

大川治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 社外取締役・社外監査役の独立性基準

当社は、社外取締役・社外監査役の独立性基準を以下のとおり定め、次の各号のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役または社外監査役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断いたします。

- (1) 当社グループの業務執行者（業務執行取締役または使用人）である者、または過去において業務執行者であった者
- (2) 当社グループを取引先とする者であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
- (3) 当社グループの取引先であって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
- (4) 当社グループから、役員報酬以外に、直近事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家または法人、組合等の団体に所属する者
- (5) 当社グループから、年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者または法人、組合等の業務執行者
- (6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- (7) 当社の主幹事証券会社の業務執行者
- (8) 借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者
- (9) 当社株式を議決権保有割合で10%以上保有する個人株主または法人株主の業務執行者
- (10) 当社グループが議決権保有割合で10%以上の株式を保有する企業等の業務執行者
- (11) 当社グループから取締役を受け入れている会社、その親会社または子会社の業務執行者
- (12) 直近事業年度から過去3年間において、上記(2)から(11)までのいずれかに該当していた者
- (13) 配偶者および二親等内の親族が、上記(1)から(11)までのいずれかに該当する者（重要な者（取締役および部長職以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう）に限る）
- (14) 前各号の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠く場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

とみやま さとこ 富山 聡子	新任	補欠の社外監査役候補者	生 年 月 日	1979年2月10日
		独立役員候補者	所有する当社の株式の数	0株

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

2004年4月 弁護士登録  
西村ときわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所  
2009年10月 堂島法律事務所入所（現任）  
〔重要な兼職の状況〕 弁護士（堂島法律事務所）

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

富山聡子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、その法律知識に基づいて企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、取締役会は監査役会の同意を得て同氏を補欠の監査役候補者に決めました。

### 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項

富山聡子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

### 独立役員に関する事項

富山聡子氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

## 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額を賠償責任限度額として、その責任を負います。
- ・責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

富山聡子氏が社外監査役に就任した場合には、当社と同氏との間で、上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

## 補欠の社外監査役候補者と当社との特別の利害関係等

富山聡子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第6号議案 取締役賞与支給の件

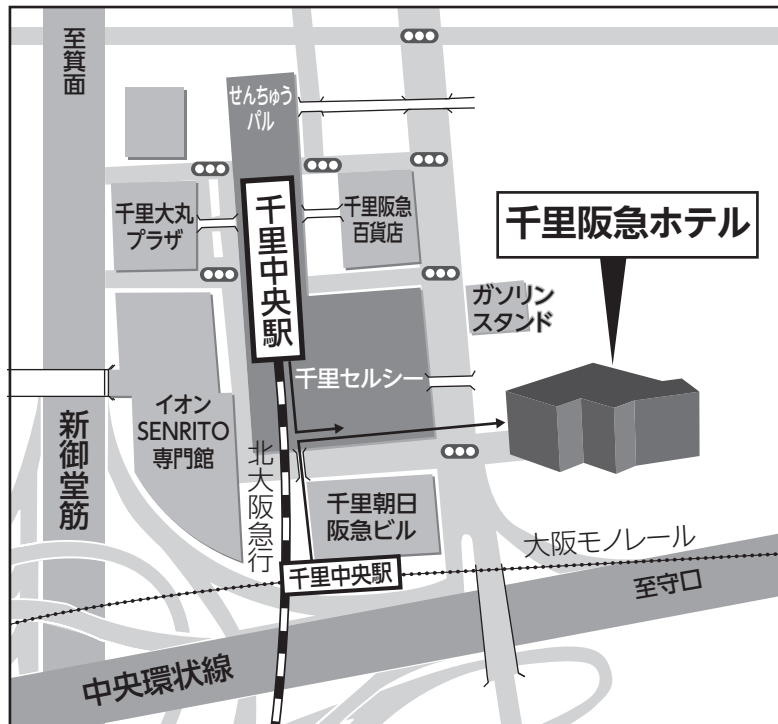
当期末時点の取締役9名（うち社外取締役2名）に対し、当期の功労に報いるため、当期の業績、支給対象人員等を勘案して、取締役賞与として25,600,000円（うち社外取締役分3,000,000円）を支給したいと存じます。なお、各取締役に対する支給金額については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上



# 株主総会会場ご案内略図

千里阪急ホテル 西館2階 仙寿  
大阪府豊中市新千里東町2丁目1  
TEL (06)6872-2211



交通の  
ご案内

北大阪急行 千里中央駅（南改札口）下車 徒歩5分  
大阪モノレール 千里中央駅 下車 徒歩5分

（お車でのご来場は、ご遠慮ください）  
（ますよう、お願い申し上げます。）

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。